

XII 【その他】

1 火薬類の譲渡又は譲受及び消費等

令和8年4月1日現在

根拠法令	火薬類取締法(第17条、第25条、第27条等)	担当課 担当係	消 防 救 急 課 保 安 係 0742-27-5422
制度の概要	火薬類を使用(消費・廃棄)する目的で他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けるときは、知事の許可を受けなければならない。		
対象地域	県内全域		
目的	火薬類の取扱いを規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。		
規制内容	火薬類の譲渡・譲受の許可 火薬類の所有者から火薬類を購入等の方法により、譲り渡し又は譲り受けようとするときは、知事の許可が必要。 火薬類の消費の許可 火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとするときは、知事の許可が必要。 火薬類の廃棄の許可 所有している火薬類を廃棄しようとするときは、知事の許可が必要。		
許可等の基準	火薬類を譲渡し又は譲受ける目的が公共の安全の維持に支障を及ぼさないと認められること。 火薬類の消費又は廃棄の方法が経済産業省令で定める技術上の基準に従って行われていること。		
手続のフロー図	火薬類取締法の規定による火薬類の譲受等の許可申請 <pre> graph TD A[火薬類譲受・消費許可申請] --> B[譲受・消費許可証の交付] C[火薬類消費計画書] --> A B --> D[火薬類の消費] D -- "(消費中に残量が生じたとき)" --> E[火薬類譲渡・廃棄許可申請] E --> F[譲渡・廃棄許可証の交付] F --> G[火薬類の譲渡・廃棄] </pre> 注) ・火薬類を貯蔵する場合は、火薬庫等で貯蔵すること(第11条) ・火薬類を運搬する場合は、公安委員会に届け出ること(第19条)		